有共第21号共同漁業権行使契約書(案)

有共第21号共同漁業権管理協議会

## 有共第21号共同漁業権行使契約書(案)

荒尾漁業協同組合、熊本北部漁業協同組合、岱明漁業協同組合、滑石漁業協同組合、大 浜漁業協同組合、横島漁業協同組合、河内漁業協同組合、松尾漁業協同組合、小島漁業協 同組合、沖新漁業協同組合、畠口漁業協同組合、海路口漁業協同組合、川口漁業協同組合、 住吉漁業協同組合、網田漁業協同組合、三角町漁業協同組合(以下それぞれの組合を合し て「共有組合」という。)が共有する有共第21号共同漁業権(以下「共有漁業権」とい う。)の管理及び行使について次のとおり契約する。

- 第1条 共有漁業権の管理及び行使については、法令、法令に基づく処分、入漁契約、その他特別の定めがあるもののほか、この契約並びにこの契約に基づき各共有組合が定める共同漁業権行使規則によるものとする。
- 第2条 共有組合間において、共有漁業権の円滑なる管理及び行使を図るため、有共第2 1号共同漁業権管理協議会(以下「協議会」という。)を置く。
  - 2 協議会は、当該漁業協同組合の組合長を委員として組織する。
  - 3 協議会の運営について必要な事項は、協議会の会長が協議会に諮って定める。
- 第3条 各共有組合は、この契約に基づくそれぞれの共同漁業権行使規則の制定に当たっては、次の事項を守らなければならない。
  - (1) 有共第21号の内容となっている漁業を営む権利を有する者は、共有組合の組合員の中から定めなければならないものとする。
  - (2) この共有漁業権の内容である漁業を営むに当たって、行使統数、行使区域、その 他漁業の方法等は、各共有組合ごとにそれぞれ別表に掲げる範囲内とする。
    - 2 前項の規定にかかわらず、各共有組合の組合長は、水産動植物の繁殖保護、漁場環境の維持保全又は漁業調整上必要と認めるときは、各共有組合の理事会の承認を得たうえで、協議会の承認を得て、漁業の方法等を制限することができる。
    - 3 共有組合は、組合員の中から共有漁業権の内容となっている漁業を営む者を決定 するときは、理事会の承認を得た上で、協議会の承認を受けなければならない。
  - 4 前項の承認を協議会がしたときは、会長が共同漁業権行使承認証(別記様式)を発行するものとする。
- 第4条 各共有組合又はその組合員が、この契約書の内容並びに協議会で決定した事項 (以下「義務事項」という。)に違反し、又は違反しようとした場合には、協議 会は、当該組合又は当該組合員に対し、義務事項を履行するように指示すること ができる。

- 2 前項の指示を受けた組合又は組合員が、その指示に従わなかったときは、当該組合又は当該組合員は、義務事項に違反したことによって他の組合が受けた損害を 弁償しなければならない。
- 3 第1項に規定する義務事項違反の内容が、共有漁業権の管理及び行使に著しく影響を及ぼすと認められるときは、協議会は第3条に規定する事項を制限することができる。
- 第5条 組合員が、有共第21号の内容となっている漁業に関する法令、法令に基づいて する行政庁の処分、またはこの契約に違反した事実があるときは、会長はその内 容を協議会に報告し、当該漁業者に対する措置を決定する。
- 第6条 この契約の変更及び廃止については、協議会においてその案を作成し、各共有組合において、それぞれの総会の議決を経なければならない。
- 第7条 この契約は、各共有組合においてそれぞれ総会の議決を経なければ、その効力を 生じない。
- 第8条 この契約の有効期間は、共有漁業権の免許の存続期間とする。
- 第9条 この契約に疑義のあるとき、又はこの契約に定めのない事項については、各共有 組合協議のうえ解決するものとする。

この契約の成立を証するため、本書16通を作成し、各共有組合それぞれ記名押印のう え、各自1通を所持する。

令和 年 月 日

住 所 荒尾市荒尾 27住 所 玉名郡長洲町大字長洲 3328-20荒尾漁業協同組合熊本北部漁業協同組合

代表理事組合長 西川幸一 印 代表理事組合長 上田浩次 印

 住 所 玉名市岱明町浜田 883
 住 所 玉名市滑石 1683

岱明漁業協同組合 滑石漁業協同組合

代表理事組合長 廣田義治 印 代表理事組合長 橋本 孝 印

住 所 玉名市大浜町 2376住 所 玉名市横島町横島 4506-2大浜漁業協同組合横島漁業協同組合代表理事組合長 木山義人 印 代表理事組合長 大野 稔 印

住 所 熊本市西区河内町船津 2222-11住 所 熊本市西区西松尾町 4411河内漁業協同組合松尾漁業協同組合代表理事組合長 潮崎 武 印 代表理事組合長 宮本英治 印

 住 所 熊本市西区小島下町 3634-2
 住 所 熊本市西区沖新町 3937

 小島漁業協同組合
 沖新漁業協同組合

 代表理事組合長
 吉本勢治

 印
 代表理事組合長

 代表理事組合長
 井手順雄

 住 所 熊本市南区畠口町 791-2
 住 所 熊本市南区海路口町 410

 畠口漁業協同組合
 海路口漁業協同組合

 代表理事組合長
 澤村開朗
 印

代表理事組合長
槌田栄一
印

住 所 熊本市南区川口町 3013-4住 所 宇土市住吉町 875川口漁業協同組合住吉漁業協同組合代表理事組合長 藤森隆美 印 代表理事組合長 山本敬一 印

住 所 宇土市長浜町 508-4住 所 宇城市三角町大字三角浦 1160-153網田漁業協同組合三角町漁業協同組合代表理事組合長 浜口多美雄 印 代表理事組合長 田代龍也 印

## 有共第21号共同漁業権行使契約書 別表

第1種共同漁業

漁業の名称	組合別統数	区域	期間	操業方法等
たいらぎ 漁業			・たいらぎ	
さるぼう(もがい)〃			10月1日から	
たこ "	各共有組合	有共第	翌年5月31日	
あかがい 〃	の組合員	2 1号	まで	制限せず
つめたがい〃	数の範囲内	の漁場	・その他	
うみたけ "		区域内	1月1日から	
にし "			12月31日ま	
			で	

## 第2種共同漁業

漁業の名称	組合別統数	区域	期間	操業方法等	
あんこう網	協議会で調	有共第	1月1日から		
漁業	整がついた	2 1 号	12月31日ま	制限せず	
	統数の範囲	の漁場	で		
	内	区域内			
かにかし網			5月1日から	・使用漁具数は1統とする。	
漁業	同 上	同上	11月30日ま	・網具の全長は1,200m	
(昼間操業)			で	以下とする。	
				・網地は一重とする。	
				<ul><li>網目は12cm以上とする。</li></ul>	
				・網丈は3.5m以下とする。	
				・日没時から日出時まで操業	
				してはならない。	

漁業の名称	組合別統数	区域	期間	操業方法等		
かにかし網	協議会で調	別紙に	5月1日から	・使用漁具数は1続とする。		
漁業	整がついた	示す漁	10月15日ま	・網具の全長は1, 200m		
(夜間操業)	統数の範囲	場区域	で	以下とする。		
	内	内		・網地は一重とする。		
				・網目は12cm以上とする。		
				・網丈は3.5m以下とする。		
				・午前10時から午後5時まで		
				は操業してはならない。		
				・操業時は、漁具の両端に水		
				面上1.5m以上の高さに所		
				属組合名の頭文字及び組合の		
				一連番号(一文字の大きさー		
				辺5cm以上)を記載した標		
				旗(白地に黒字の旗、大きさ		
				40cm×40cm) を掲げ		
				なければならない。		
雑魚かし網		有共第	1月1日から	・使用漁具数は1統とする。		
漁業	同 上	2 1 号	12月31日ま	・網具の全長は1,500m		
		の漁場	で	以下とする。		
		区域内		・網目は6cm以上とする。		
				・網丈は3.6m以下とする。		

別記様式

7,12	138.14					番号第	号	
						NE AN	/5	
		共 同	漁業権	雀 行 使 承	認証			
	漁業協同組合							
	住所							
	氏 名							
						年 月	日生	
1	漁業権番号	有共第21	号共同漁業 <sup>2</sup>	権				
2	漁業の名称	第 種共同	漁業		漁業			
3	操業区域							
4	漁業時期		月	日から	月	日まで		
5	承認期間	令和 年	月	日から 令和	年 月	日まで		
6	6 使用船舶				1			
	船名	漁船	A 登録番号	総トン数	推進機関の種	類	馬力数	
_								
7	使用漁具							
	48	1-6	4-11	+ ( / * * * * * * * * * * * * * * * * * *	\			
	規格		規	模(統数	)			
8								
	住 所			氏 名				
9	条件							
	令和 年	月 日						
	有共第21号共同漁業権管理協議会							
				会	長		印	

## 別 紙

有共第21号 かにかし網漁業(夜間操業) 操業区域

次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、ト、チ、リ、ヌ、イを順次に結んだ線によって囲まれた 区域

- A 熊本県漁場基点有第1号(熊本県と福岡県との境界標柱)から竹崎島夜灯鼻灯台を見 通した線上4,050メートルのところ
- B 熊本県漁場基点有第3号(荒尾市牛水と玉名郡長洲町との海岸堤防における境界付近 に設置されたコンクリート標柱)
- C Bと玉名郡肥後長洲港西防波堤灯台を見通した線からBを基点として右へ73度30分・2,250メートルのところ
- D 熊本県漁場基点有第5号(玉名郡新川港北側防波堤突端中央下部から1.15メートルのところ)と熊ノ岳山頂を見通した線から同基点を基点として右へ93度28分・2、672メートルのところ
- E 熊本県漁場基点有第5号と熊ノ岳山頂を見通した線から同基点を基点として右へ 103度・5,845メートルのところ
- F 熊本県漁場基点有第9号(玉名市と玉名市横島町との旧海岸堤防における境界「明辰川船留堤防上の標注」)と熊ノ岳山頂を見通した線から同基点を基点として右へ138 度40分・8,000メートルのところ
- G 熊本県漁場基点有第9号から熊ノ岳山頂を見通した線から同基点を基点として右へ 73度15分の線がHからIを見通した線と交わるところ
- H 熊本県漁場基点有第10号(玉名市と熊本市との海岸堤防における境界から同堤防沿いに北東へ352メートルのところ)と熊ノ岳山頂を見通した線から同基点を基点として右へ122度39分の線が唐人川右岸堤防と交わるところから上天草市湯島山頂を見通した線上5,400メートルのところ
- I 熊本県漁場基点有第10号から唐人川左岸堤防沿いに南西へ3,523メートルのと ころHの唐人川右岸堤防の点とを結んだ線の中央点
- イ 熊本県漁場基点有第1号から竹崎島夜灯鼻灯台を見通した線上9,000メートルの ところ
- ロ イとAを結んだ線とハとニを結んだ線の延長線との交点
- ハ 熊本県漁場基点有第1号と竹崎島山頂を見通した線から同基点を基点とし右へ349 度・7、690メートルのところ
- ニ 熊本県漁場基点有第1号と竹崎島山頂を見通した線から同基点を基点として右へ33 8度・7、965メートルのところ
- ホ BとCを結んだ線の延長線とリとFを結んだ線の延長線との交点
- へ BとCを結んだ線の延長線とトとチを結んだ線の延長線との交点
- ト DとFを結んだ線上Fから1,700メートルのところ

- チ Gとリを結んだ線上リから2,500メートルのところ
- リ 熊本県漁場基点有第9号から熊ノ岳山頂を見通した線から同基点を基点として右へ 105度15分・8,800メートルのところ
- ヌ 熊本県漁場基点有第16号(熊本市西区小島下町新地海岸堤防北西端から同堤防外縁に沿って南西へ500メートルのところ)と三角岳山頂を見通した線から同基点を基点として右へ55度47分・13,545メートルのところ

